

議案第 59 号

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 28 年 6 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の号給の調整時期について整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北名古屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「)又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。